

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
560	児童手当事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

幸田町は、児童手当事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

幸田町長

公表日

令和7年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当事務
②事務の概要	児童手当法に基づき、児童手当受給者の認定審査、児童手当受給者・児童の情報管理を行っている。 また、受給者に対して、児童手当の支給を行っている。
③システムの名称	児童手当システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 児童手当受給者ファイル 2. 児童情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表81の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表81の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	幸田町住民こども部こども課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	幸田町企画部企画政策課DX推進グループ 愛知県額田郡幸田町大字菱池字元林1番地1 TEL 0564-62-1111 内線441、442 FAX 0564-63-5139
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	幸田町企画部企画政策課DX推進グループ 愛知県額田郡幸田町大字菱池字元林1番地1 TEL 0564-62-1111 内線441、442 FAX 0564-63-5139
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月28日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

☐ 委託しない

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
---------------------------	-----------	---

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

☐ 提供・移転しない

不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------	-----------	---

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

☐ 接続しない(入手)

☐ 接続しない(提供)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)の留意事項等を遵守している。また、特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

9. 監査

実施の有無	[☐] 自己点検	[☐] 内部監査	[☐] 外部監査
-------	--------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	幸田町情報セキュリティ規程及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管していることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月16日	I-5 評価実施期間における 担当部署	課長 志賀 光浩	次長兼こども課長 志賀 光浩	事後	
平成28年12月16日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月3日時点	2016/11/24	事後	
平成28年12月16日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	2014/10/31	2016/12/16	事後	
平成30年3月30日	I-5 評価実施期間における 担当部署	次長兼こども課長 志賀 光浩	課長 長谷 優一郎	事後	
平成30年3月30日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	2016/11/24	2017/9/4	事後	
平成30年3月30日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	2016/12/16	2017/10/31	事後	
平成30年3月30日	I-4情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携	番号法第19条第7号 別表第2の74、75の項	番号法第19条第7号 別表第2の26、30、7 4、75、87の項	事後	
平成31年3月29日	I-7特定個人情報の開示・ 訂正・利用停止請求	幸田町企画部企画政策課情報グループ	幸田町企画部企画政策課政策情報グループ	事後	
平成31年3月29日	I-7特定個人情報の開示・ 訂正・利用停止請求	内線333、334	内線441、442	事後	
平成31年3月29日	I-8特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ	幸田町企画部企画政策課情報グループ	幸田町企画部企画政策課政策情報グループ	事後	
平成31年3月29日	I-8特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ	内線333、334	内線441、442	事後	
平成31年3月29日	I-5 評価実施期間における 担当部署	課長 長谷 優一郎	課長 菅沼 秀浩	事後	
平成31年3月29日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	2017/9/4	2018/11/9	事後	
平成31年3月29日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	2017/10/31	2018/11/9	事後	
平成31年3月29日	IV リスク対策		IV リスク対策の記載追加	事後	指針の改正によるIVリスク対 策の記載追加
令和2年2月26日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	2018/11/9	2019/12/6	事後	
令和2年2月26日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	2018/11/9	2019/10/1	事後	
令和2年12月25日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	2019/12/6	2020/6/26	事後	
令和2年12月25日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	2019/10/1	2020/7/1	事後	
令和2年12月25日	I-5 評価実施期間における 担当部署	課長 菅沼 秀浩	課長	事後	
令和4年2月28日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	2020/6/26	2022/1/18	事後	
令和4年2月28日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	2020/7/1	2021/10/1	事後	
令和5年2月28日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	2022/1/18	2023/2/8	事後	
令和5年2月28日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	2021/10/1	2022/10/1	事後	
令和6年2月29日	I-7特定個人情報の開示・ 訂正・利用停止請求	幸田町企画部企画政策課情報グループ	幸田町企画部企画政策課DX推進グループ	事後	
令和6年2月29日	I-8特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ	幸田町企画部企画政策課情報グループ	幸田町企画部企画政策課DX推進グループ	事後	
令和6年2月29日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	2023/2/8	2024/1/10	事後	
令和6年2月29日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	2022/10/1	2024/1/10	事後	
令和7年6月20日	I-3 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の56の項	番号法第9条第1項 別表81の項	事後	
令和7年6月20日	I-4 情報提供ネットワー クシステムによる情報連携 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の26、30、7 4、75、87の項	番号法第19条第8号 別表81の項	事後	
令和7年6月20日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	2024/1/10	2025/2/28	事後	
令和7年6月20日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	2024/1/10	2025/4/1	事後	